令和８年（フ）第２９０号
仙台市泉区上谷刈字向原６番地の２　サンハイツ宮崎202、従前の住所仙台市泉区市名坂字黒木川原１番地の１　ラフィーネ市名坂201
破産者　小野恵理子
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３０号
宮城県宮城郡利府町青葉台二丁目１番地121
破産者　大町　恵一
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３６６号
仙台市宮城野区福室３丁目22番２号　伊深アパート８、従前の住所宮城県多賀城市八幡４丁目７番50号　宮城住宅２－１
破産者　須藤　　茜
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４５９号
仙台市太白区金剛沢１丁目３番12号
破産者　伊藤　敏雄
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８３号
仙台市青葉区五橋２丁目７番９－1003号、従前の住所仙台市太白区砂押南町２番25－301号
破産者　柳本　直昭
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
秋田県大仙市協和船岡字東君ケ野100番地４
破産者　柳原　　麗
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第３６号
山形県酒田市若竹町２丁目６番10号　コーポ若竹10号
破産者　佐々木　洋
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１２５号
茨城県北茨城市中郷町松井122番地75
破産者　大平　秀人
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１号
茨城県日立市大久保町５丁目１番28－101号、開始決定時の住所茨城県日立市諏訪町３丁目８番41号
破産者　三浦　隆弘
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１１号
群馬県高崎市片岡町３丁目９番地１、住民票上の住所群馬県高崎市鶴見町14番地８
破産者　宮廻　大輔
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９０号
埼玉県戸田市川岸２丁目７番６号　グレイス戸田102号室
破産者　阪本　秀也
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４１９号
埼玉県新座市野火止三丁目４番８号　３階Ｆ
破産者　宮　竜太郎
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７１３号
埼玉県川口市川口２丁目16番15－204号　サンケイハイツ川口
破産者　根本　香織
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６４号
さいたま市岩槻区太田２丁目４番51－207号
破産者　中村　圭介（旧姓関根）
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２２号
埼玉県戸田市大字新曽1417番地　オーベルジュ戸田209号室
破産者　佐藤美津子
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８９５号
埼玉県朝霞市泉水２丁目１番14－209号
破産者　鈴木幸一郎
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７４号
横浜市港南区大久保２丁目30番42－303号
破産者　木之内　敦
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９１８号
大阪府三島郡島本町山崎１丁目４番20号　アムール山崎　107号
破産者　重野　嘉彦
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０２５号
大阪市東成区大今里２丁目９番５－105号
破産者　嘉屋　光則
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部